

行財政改革の取組状況についてお知らせします

市では、次世代に重い負担を強いることのない持続可能な財政運営を実現するため、平成26年4月に行財政改革の指針である「出雲市行財政改革大綱」と、具体的な取組項目や目標額等を定めた「出雲市行財政改革第1期実施計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）」を策定し、行財政改革の取組を進めています。特に、平成26年度からの3か年を集中改革期間と位置付け、積極的に取組を進めてきました。

1.集中改革期間(平成26年度～平成28年度)の成果

集中改革期間において、事務事業や補助金・負担金等の見直し、公共施設の民間譲渡等、使用料・手数料の見直し、外郭団体への関与の見直し、職員人件費の抑制や市有財産の売却などにより目標額37億3,050万円に対し、成果は46億7,780万円となりました。

集中改革期間における取組の効果等により、財政健全化指標の一つである実質公債費比率(※1)(3か年平均)が、平成28年度には市債の発行許可が不要となる18%未満となる見込みであり、着実に改善が進んでいます。

平成26年度から平成28年度までの主な取組		3年間の財政効果見込額 (単位：百万円)	
項目	取組内容	目標	成果
事務事業の見直し	・島根県大阪事務所職員派遣事業など6事業を廃止、8事業を縮小	102.9	179.9
補助金・負担金及び扶助費の見直し	・日本広報協会負担金など40事業を廃止、66事業を縮小	431.6	455.3
外郭団体への関与の見直し	・(株)出雲典礼を解散 ・多伎町海洋観光開発(株)を完全民営化	0.0	109.6
公共施設の民間譲渡等	・北山健康温泉など8施設を民間譲渡、大社野外劇場など3施設を廃止	50.0	183.5
施設の管理運営費の見直し	・指定管理施設の使用料改定 ・指定管理施設の管理運営費の積算方法等の見直し	180.0	95.3
職員数の適正化と職員人件費の抑制	・職員数の削減 ・職員給料の定率カットの実施	1,676.0	1,874.7
使用料・手数料の見直し	・直営施設の使用料改定 ・証明手数料の改定 ・し尿処理手数料の改定 ・第3子以降保育料無料化の見直し	580.0	279.3
財源の確保	・未利用土地の売却や有償貸付、不要となった公用車の売却 ・ふるさと納税制度の活用	670.0	1,407.6
起債の抑制	・市債の繰上償還の実施(利払いの抑制)	40.0	92.6
合 計		3,730.5	4,677.8
		達成率	125.4%

※1：実質公債費比率とは、家計に例えると、家庭の1年間の収入に対する年間の借金返済額がどれくらいの割合かを表す比率です。

2.平成29年度の主な取組

集中改革期間の取組により、一定の成果を得ましたが、財政健全化指標は、全国平均を大きく上回っており、財政健全化は未だ道半ばです。このため、引き続き事務事業の見直しや公共施設のあり方指針に示す施設の統廃合や民間譲渡など、行財政改革の歩みを緩めることなく推進していくこととしています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

○ 事務事業の見直し

「出雲市行財政改革大綱」や「出雲市行財政改革第1期実施計画」に基づき、事務事業の費用対効果について、不断の検証を行い、必要な見直しに取り組みます。

○ 公共施設の民間譲渡等

「出雲市公共施設のあり方指針」に基づく個別施設の対応方針について、地元自治会等に説明を行い、概ねの了解が得られた施設から具体的な取組を実施しています。今年度は、湖陵保健福祉センターなどの民間譲渡を予定しており、具体的な取組に至っていない施設についても、引き続き理解の醸成に努めながら取組を進めます。

○ 市長等の給料の減額

市長、副市長、教育長および病院事業管理者の給料月額を平成29年7月から、10%～5%減額を行っています。

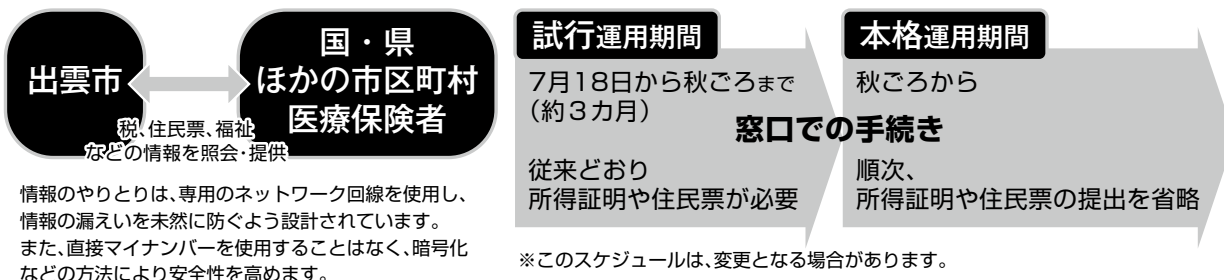
マイナンバー制度

行政機関の情報連携・マイナポータルの「試行運用」が始まります

情報連携

マイナンバー制度による行政機関同士のやりとりが始まり、これまで窓口で必要だった所得証明書や住民票などが順次省略できるようになります。

※7月18日から秋ごろまでは「試行運用期間」です。この期間は、従来どおりの所得証明や住民票が必要です。



マイナポータル

自分の個人情報をどの行政機関がやりとりしているか確認したり、個人に合ったお知らせを受け取ることができるオンラインサービス「マイナポータル」も7月18日から順次ご利用いただけるようになりました。

①<https://myna.go.jp> へのアクセス ②マイナンバーカード、ICカードリーダーライター、インターネット接続のパソコンやスマホを用意 ③ご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**(無料)



詳しくは

おたずね/政策企画課 ☎21-6612

島根県事業承継・後継者育成セミナー事業

企業を“繋げる”事業承継セミナー

事業承継を、単なる相続税問題と捉えていませんか。創業時から続く多くの苦勞と絶え間ない努力で築き上げ培ってきた「経営理念」・「技術」・「対外的な信用」や「人脈」等は、事業価値の向上に大きく貢献する「目には見えない財産」であり、引き継ぐべき大切なポイントです。

事業承継する「現経営者」側、事業承継される「後継者」側の双方が自信を持って一歩前へ踏み出せるよう、事業承継への準備、具体的な手法、成功例・失敗例等をご紹介します。

開催日時 9月27日(水)
14:00~16:00

会場 出雲商工会館
(大津町1131-1)

受講料 無料

定員 50名
(定員になり次第、締め切ります)

申込方法 事業所名、氏名、役職名、電話番号、事業所在地を添えて、次の申込先にFAXにてお申し込みください



講師
(株)Ideal Works
代表取締役
井手美由樹氏
(中小企業診断士)

主催 出雲商工会議所、平田商工会議所、出雲商工会、斐川町商工会
協力 出雲市事業承継推進協議会
申込み おたずね/出雲商工会議所 経営支援課 ☎25-3710 FAX 23-1144

事業承継セミナー 今後開催予定

対象	日時	テーマ	講師
後継者等	10月 5日(木) 18:00~20:00	経営者として知っておくべき数字の知識	(株)グローバル 代表取締役 大倉宏治氏(公認会計士・税理士)
現経営者	10月18日(水) 14:00~16:00	会社を未来につなげる「現経営者の心構え」	(株)藤井事務所 代表取締役 藤井好宏氏(中小企業診断士・行政書士)

みちしるべ

第139号

人権・同和問題啓発広報
人権同和政策課
☎ 22-7506
同和教育・啓発推進会議

出雲市隣保館を紹介します

出雲市隣保館は、昭和62年4月上塩冶町に開館し、開館30周年の節目を迎えました。

隣保館では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の速やかな解決を図るため、各種相談事業、研修会や講演会の開催、人権標語の募集などの啓発活動、各種教養講座や隣保館まつりといった地域交流事業などを行っています。今回は隣保館事業の様子を紹介します。



開館30年を迎えた出雲市隣保館

隣保館には、会議室、教養談話室（和室）、生活改善室（調理室）があり、町内や団体の会合や研修、調理実習などで使うことができます。また、生花、書道、民謡、手芸、カラオケ、フラダンス教室などの教養講座を開催しており、誰でも参加することができ、毎年10月には、「隣保館まつり」を地域の皆さんと一緒に、1月には、囲碁・将棋大会も行っています。

このように、コミュニティセンターと似た事業もありますが、隣保館で行っていることで特徴的なこと

は、暮らしの中で起こるさまざまな人権に関する相談に応じたり、啓発活動を行っていることです。

これは、隣保館は地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発、そして住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置付けられている施設だからです。

隣保館に寄せられる相談は、隣保館だけで解決できないものもあります。そういう場合は、市役所の関係する課や社会福祉協議会、ハローワーク、学校などと連携して問題解決に努めています。

また、隣保館では、地域交流の促進に力を入れています。毎年開催している「隣保館まつり」は、今年で第30回を迎えます。屋外ステージでは、幼稚園児のおどり、民謡教室、フラダンス教室、カラオケ教室などの成果発表、館内では、書道教室、生花教室、手芸教室などの作品展示を行っています。青空市・バザーで販売する野菜、焼きそば、ぜんざい、チジミなどは来場された皆さんにとっても喜んでいただいています。隣保館まつりは地域の人たちの出会い・ふれあいの場として地域にすっかり定着したまつりとなりました。

この隣保館まつりの開催にあわせ、人権標語の募集を行っています。市内全小中学校児童生徒、保護者の皆さん、市民の皆さんに広

く呼びかけ実施しており、毎年二千点もの応募があります。学校や地域で人権に対する理解と認識が広がり、深まってきていることを感じます。一つ一つの作品には、学校、地域、家庭での人権上の気づきや人権尊重のための実践行動への決意が短い言葉に凝縮されており、それぞれの作者の鋭い感性、人権感覚が表れています。審査の結果、優秀な作品は、隣保館まつりの当日会場で表彰しています。

隣保（となり近所のひとたち）が集まる場の意味での隣保館です。隣保館での交流が、人と人の心をつなぐ「かけはし」となり、そしてその交流がますます広がっていくよう今後も隣保館事業を実施していきます。



隣保館まつりの様子。今年は10月22日（日）に開催します。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

人権相談窓口

同和問題に関する相談をはじめ、人権に関するさまざまな相談をお受けします。
相談は無料で、相談内容の秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

■面接相談・電話相談

	窓口	電話番号
国	◎松江地方法務局出雲支局 塩冶善行町13-3 ◎特設人権相談所 開催日時・場所は毎月発行の広報いずも、出雲市ホームページに掲載しています。 法務局職員または人権擁護委員が相談をお受けします。	松江地方法務局出雲支局 (☎20-7732) 電話相談 みんなの人権110番 (☎0570-003-110) 子どもの人権110番 (☎0120-007-110) 女性の人権ホットライン (☎0570-070-810)
	◎島根県人権啓発推進センター 松江市殿町8(県庁南庁舎)	相談専用ダイヤル (☎0852-22-7701)
	◎出雲市隣保館 上塩冶町2657-1 ◎出雲市人権同和政策課 上塩冶町2657-1 (出雲市隣保館内)	出雲市隣保館 (☎22-7508) 人権同和政策課 (☎22-7506)
県		
市		

部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が昨年12月16日に施行されました。
同和問題は過去の話ではありませぬ。今日の社会では、差別が見えにくいものとなってきており、表面的には減少しているように見えます。しかし、今でも結婚をはじめさまざまな場面で差別や偏見があり、多くの人がつらい思いをしています。近年は差別を助長するような情報がインターネット上に掲載されるといった問題も発生しています。
同和問題は差別される側の問題ではなく、差別する側の問題です。「そつと

しておけば自然になくなる」、「自分には関係がない」と差別をなくす努力をしないことは差別を認め、許すことにならないのではないのでしょうか。私たち一人一人が、同和問題を正しく認識し、差別を絶対に許さない心を持ち、この問題を自らの課題としてとらえ、何をすべきか考え行動に移していくことが大切です。
部落差別解消推進法では、国や地方公共団体は部落差別を解消するため、相談体制の充実を図り、必要な教育や啓発を行うこととされています。市では、法律の趣旨を踏まえ、同和問題の解決へ向け、啓発等の施策に引き続き取り組んでいきます。

第1回 人権・同和教育基礎講座 受講生募集!

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて、人権・同和教育基礎講座を9月から4回シリーズで開催します。第1回目の講座は次のとおりです。

◆と き / 9月2日(土) 9:30~11:30 ◆ところ / 市役所くにびき大ホール

◆講 師 / 山陰発達障害当事者会スモステの会代表

なんば ひさかず
難波 寿和さん



◆演 題 / 「発達障がいの当事者が考える
みんなが生きやすい社会」

子どもから大人までの発達障がいの人が生きやすい社会とは?講師ご自身の体験を通してお話いただきます。障がいの有る無しに関わらず、生きやすい社会にしていこうためにはどうすればいいのか、一緒に考えてみませんか。

◆おたずね・申込み / 人権同和政策課 ☎22-7506 FAX 22-7502
Eメール: jinken@city.izumo.shimane.jp